国土交通省提出資料

(6月26日付け質問に対する回答)

平成20年7月3日

○ 移譲の範囲について

- ・ 国と地方の役割分担の現行の考え方(基準)と、今回、具体的にどのような見 直しを行うのかについて、ご教示願います。
- 特に見直しにあたり、移譲の範囲を提示案に限定する理由も具体的に明記願います。

【道路】

- 1. 現行の直轄国道の要件は、次の(1)から(3)のとおりです。
 - (1) 高規格幹線道路の区間
 - (2) 県庁所在地等の重要都市間を効率的・効果的に連絡する一般国道の 区間
 - (3) 重要な港湾・空港と(1)、(2) を効率的・効果的に連絡する一般 国道の区間

このうち、(2)の「重要都市」については、平成11年の道路審議会 「直轄管理区間の指定基準に関する答申」にあるように、広域交通の拠点 となる次のような都市としているところです。

- 地方中核都市(都道府県庁所在地、北海道の支庁所在地に加え、人口 概ね30万人以上の市)
- 地方における中核的な都市(人口概ね10万人以上かつ昼夜間人口比1以上の市)を考慮
- 半島地域等の中心となる市
- 2. 今回、直轄国道の見直しに当たり、全国的に重要性の高い中枢・根幹の ネットワークについては、引き続き、国が責任を持つべきである一方、主 に地域内交通を分担する区間については、都道府県等へ移管する候補とす べきと考えております。
- 3. 具体的には、上記(1)及び(3)については、全国的に重要性の高い中枢・根幹のネットワークに該当し、引き続き、国が責任をもって整備・

管理すべきと考えております。上記(2)に該当する区間のうち、主に地域内交通を分担している区間が移管候補になると考えており、それを類型化したものが、①同一都府県内に起終点がある区間、②バイパスの現道区間、③その一部が都府県等管理となっている路線の区間、④その他重要都市の要件を厳格に適用する区間、です。

このうち、④については、起終点となっている「重要都市」について、 上記 1. の要件を厳格に適用し、その結果、対象外となることが考えられ る区間です。

【河川】

- 1. 河川の管理は、災害から国民の生命・財産、社会経済活動を守ること等を目的として行われるものであり、国民の安全、安心の確保等について国が責任を持つべきとの考え方から、国土保全上又は国民経済上重要な水系を一級水系として指定し、特に重要度の高い区間を直轄管理区間として国が直接河川管理を行ってきたところですが、今回の地方分権の議論の中で、「地域の川は地方に任せる」との観点から、一つの都道府県で完結する一級河川について、国が責任を持つべき河川を除き、できる限り都道府県に移管することとしました。
- 2. なお、国が責任を持つべき河川については、氾濫した場合に流域に甚大な被害が想定される水系、広域的な水利用や電力供給のある又は全国的に価値の高い環境を保全すべき水系、急流河川等の河川管理に高度な技術力が必要となる水系を対象としているところです。

〇 財源措置について

- ・ 移譲が想定される道路・河川について、現行どの程度の財源が措置されている のか、また、今後どの程度の財源が必要であるのか、ご教示願います。
- ・ その上で、移譲にあたって必要となる財源措置についての考え方をご教示願います。
- 1. 移管する道路、河川については、まず、見直しの具体的な方向について 貴会などのご意見をお伺いした上でとりまとめ、それをもとに関係都道府 県等との調整を行い、年末に予定されている第2次勧告までに具体案を得 たいと考えているところであり、現時点では、移管が想定される道路、河 川は特定されておりません。
- 2. また、道路の整備、河川の改修に関しては、個々の事業の進捗状況や災害対応などの要因で短期的に事業量が変動するため、移管が想定される道路、河川の「整備・改修」に係る現行の事業費、及び今後どの程度の事業費が必要であるかについて、正確な数値をお示しすることはできません。
- 3. なお、参考までに、「維持管理・維持修繕」に係る事業費は管理延長に 概ね比例すると想定されるため、
 - ①道路については、平成20年度予算における直轄区間全体の維持管理費約2,700億円から試算すると、該当区間の維持管理に現在投下されている事業費はその約15%に相当する約400億円と見込まれます。
 - ②河川については、平成20年度予算における53水系の直轄区間全体の維持修繕費約500億円から試算すると、該当区間の維持修繕に現在投下されている事業費はその約20%に相当する約100億円と見込まれます。
- 4. いずれにせよ、移管に伴う財源等の取扱いについては、今後の政府全体 の議論や地方分権改革推進委員会での議論、関係都道府県等との調整を経 て、方針が決まっていくものと考えております。

- 〇 技術を確保するための方策について
 - ・ 移譲が想定される道路・河川について、管理等に必要な技術・資機材等の現状について、ご教示願います。
 - 必要な技術・資機材等の移譲方法について、考え方をご教示願います。

【道路】

- 1. 道路は、わが国の経済・社会活動を支える基盤であることから、高い信頼性と安全性を確保するため、適切な管理を実施する必要があります。
- 2. 特に、今後、老朽化した道路ストックが急増することも踏まえ、
 - ①トンネルや橋梁等の構造物の点検
 - ②老朽化した構造物の維持・更新
 - ③コストの上昇を抑制しつつ、これら管理の計画的な実施 等において、ライフサイクルコストの観点からの適切な管理手法や長寿命化のための修繕方法等についての専門的な技術や経験等が必要不可欠であることから、これまで蓄積された道路管理の技術を活かしつつ、今後とも、地方公共団体とも協力しながら施策を進めてまいります。
- 3. なお、現時点において、移管の対象となる個別の区間は特定されていないことから、具体の管理等に必要な技術・資機材等について、お示しすることはできません。

【河川】

1. 河川管理を適切に行うためには、平常時から河川管理施設等を適切に監視するなど維持管理のために必要な技術、良好な河川環境の整備と保全のために必要な技術、現場ごとに異なる条件に最も適した工法により河川工事を実施する技術、災害発生時に迅速かつ適確な対応を行うための危機管理に関する技術など様々な技術が求められ、それらを実施するための資機材等も日常的に用いるものから災害時に用いるものまで多岐にわたってい

ます。

- 2. 一方、河川は、自然公物であり、流域の地形、地質、気象等の自然条件や氾濫域の人口、資産の集積等の社会条件が河川ごとに様々に異なることから、河川ごとに必要となる技術等が大きく異なります。また、災害が国レベルでは毎年のように発生しているのに対し、地方公共団体では何年に一度経験するかどうかというような状況であり、特に災害時の河川管理に関して有する技術に大きな格差が生じています。
- 3. 河川の都道府県への移管に際しては、河川管理に必要な技術等を有し適確な河川管理がなされることが前提と考えておりますが、個別の河川ごと、 又は地方公共団体ごとに事情が異なることから、技術支援に関しての具体 的な調整は、個別に実施する必要があると考えております。
- 4. また、河川管理に必要な技術等については、水害の現場の経験を基礎として組織的に経験の共有と分析を行うことにより維持向上されていくものであり、容易に技術が伝承できる性格のものではありませんが、従前より、国で蓄積された河川管理に関する技術をマニュアル等にして反映するなど都道府県の河川管理に対しても支援をしてきており、今後もその方針に変わりはありません。

組織・人員について

- ・ 移譲が想定される道路・河川について、現行どの程度の組織・人員で管理されているのか、ご教示願います。
- また、移譲にあたってその人員の移行等について、ご教示願います。
- 1. 移管する道路、河川については、まず、見直しの具体的な方向について 貴会などのご意見をお伺いした上でとりまとめ、それをもとに関係都道府 県等との調整を行い、年末に予定されている第2次勧告までに具体案を得 たいと考えているところであり、現時点では、移管が想定される道路、河 川は特定されておりません。
- 2. さらに、道路の整備、河川の改修に関しては、個々の事業の進捗状況や 災害対応などの要因で短期的に事業量が変動するため、移管が想定される 道路、河川の「整備・改修」に係る現行の組織、人員について、正確な数 値をお示しすることはできません。
- 3. また、道路の維持管理、河川の維持修繕に関しては、例えば、国道事務所・河川事務所等の管理部門や業務発注部門の職員などは、「維持管理・維持修繕」と「整備・改修」のいずれにも携わっているため、「維持管理・維持修繕」に係る現行の組織、人員をお示しすることも困難であることをご理解いただきたいと思います。
- 4. いずれにせよ、今後、地方分権改革推進委員会での議論や、関係都道府 県等との調整を踏まえながら、具体的な移管対象や、移管に伴う組織、人 員の取扱いを検討していきたいと考えております。

- 非常時における国の責任
 - 大災害など非常時における国の役割について、ご教示願います。

【道路】

- 1. 災害への対応は、道路管理にかかる重要な責務の一つであることから、 まずは、道路管理者による迅速かつ的確な対応が求められるものであると 考えております。また、災害に対しては、事前の対策により、その発生を 未然に防ぐことが重要であり、災害への予防対策を計画的かつ着実に実施 することが道路管理者の責務であると考えております。
- 2. なお、大規模な自然災害等の発生に対しては、国が被災した地方公共団体に対して従前より可能な範囲で支援を行ってきているところであり、今後ともその方向で努力してまいります。

【河川】

- 1. 水害等の発生に対しては、事前の予防対策により日頃からその発生を未然に防ぐことが重要であり、河川改修など水害等への予防対策を計画的かつ着実に実施することが当該河川を管理する者の責務であると考えております。また、水害等の発生時の対応については、規模の大小にかかわらず、平常時の河川管理を通じて得た情報に基づいて迅速かつ適確な対応を行うことが必要であると考えております。
- 2. なお、大規模な自然災害等の発生に対しては、国が被災した地方公共団体に対して従前より可能な範囲で支援を行ってきているところであり、今後ともその方向で努力してまいります。

〇 その他

・ 道路・河川の権限移譲にあたり、一級河川としての位置づけに変更を加えることはないのかなど、法制上の位置付けがどのようになるのかについてご教示願います。

【道路】

移管後の道路の種別については、個々の区間毎に、その役割等を勘案して、道路法に規定する道路の種別毎の要件に照らして判断することになります。

【河川】

国から都道府県への移管にあたっての位置づけは現在検討しているところです。